

「振り込め詐欺」等の犯罪行為防止の面から 新規口座開設時の確認について お客さまのご理解ご協力をお願いします

にいかわ信用金庫では、「振り込め詐欺」等、全国的に多発する口座の売買や不正使用等の犯罪行為を防止するため、新規口座の開設に際して、開設目的等の確認を厳格化しております。

下記の基準に該当するお客さまには、勤務先等の確認や新規口座開設をお断りさせていただく場合がありますので、ご理解をお願いします。

記

① 住所が「遠隔地」の場合

- ・ 「遠隔地」の基準は、住所が「口座開設店の営業地区（テリトリー）内であるかどうか」を目安とします。
- ・ 勤務先等の関係から口座開設する場合は、資料等により確認させていただきます。

② 口座開設に妥当性がない場合

- ・ 口座開設の目的が、住所・勤務先・学校等と地理的・属性的に関連がなく、不自然な場合。

※ ただし、口座開設目的のご説明や確認資料に妥当性、信憑性がある場合は、この限りではありません。

この街と生きていく



預金口座の売買・譲渡は 禁止されています

「振り込め詐欺」等に通帳・キャッシュカード等が悪用されるのを防ぐため、「犯罪収益移転防止法」により、下記の行為は禁止されておりますので、ご注意ください。

記

- ① 他人になりすまし口座を利用すべく、通帳・キャッシュカード等を譲り受ける。
- ② 上記①の事情を知りながら、通帳・キャッシュカード等を譲り渡す。
- ③ 正当な理由なく有償で通帳・キャッシュカード等の譲り受け、譲り渡しをする。

また、インターネット上などに売買の広告を載せることも禁止されています。

※ 違反した者は、50万円以下の罰金が科せられます。

※ これらを「業」として行った場合は、2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、又はその両方が科せられます。

この街と生きていく



にいかお信用金庫